

## 電波法第104条の2第1項の規定により付す条件

## (1) 地上基幹放送局（親局に限る）

## 《条件》

- \* 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、免許を受けることができない者となっていないことの確認及び変更の届出等の手続を遺漏なく行うこと。

## 《条件》

- \* 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による検査を受検する際に登録点検が実施される場合には、法律で定められている手続であるということを踏まえ、適切な体制を整えた上で対応すること。

## (2) 日本放送協会所属テレビジョン放送局（総合放送）及び民間地上基幹放送事業者所属テレビジョン放送局（親局に限る）

## 《条件》

- \* 放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること。